

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-10	3. 指定地方行政機関 ④ 東海農政局 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。 ⑥ 中部経済産業局 ア～エ（略） <u>（追加）</u>	3. 指定地方行政機関 ④ 東海農政局 オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 ⑥ 中部経済産業局 ア～エ（略） <u>オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</u>	表記の整理 業務見直しに伴う修正
1-11	⑩ 第四管区海上保安本部 オ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対して避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	⑩ 第四管区海上保安本部 オ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対して避難勧告（港則法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表記の整理
1-13	⑭ 中部地方整備局 イ 初動対応 <u>（追加）</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）	⑭ 中部地方整備局 イ 初動対応 <u>i 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>ii 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</u>	
1-14	4. 自衛隊 ケ <u>炊飯</u> 及び給水を行う。 <u>（追加）</u> ク 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 ク 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 シ その他自衛隊の能力で可能で対処可能な防災活動を行う。	4. 自衛隊 ケ <u>給食</u> 及び給水を行う。 <u>コ 入浴支援を行う。</u> サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 ス その他自衛隊の能力で可能で対処可能な防災活動を行う。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
1-17	5. 指定公共機関 ⑬ 東邦瓦斯株式会社 ア 内容（略） イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。 ⑰ ソフトバンク株式会社 （略） <u>（追加）</u>	5. 指定公共機関 ⑬ 東邦瓦斯株式会社 <u>（※）</u> ア 内容（略） イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。 <u>（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</u> ⑰ ソフトバンク株式会社 （略） ⑳ 楽天モバイル株式会社 <u>ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	指定公共機関の追加に伴う修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
1-18	<p>㉑ 一般社団法人日本建設業連合会 (略)</p> <p>㉒ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニ ー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、 株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株 式会社セブン&アイ・ホールディングス (略)</p>	<p>㉑ 一般社団法人日本建設業連合会 (略)</p> <p>㉒ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニ ー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、 株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株 式会社セブン&アイ・ホールディングス (略)</p>	表記の整理
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
2-4	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>① ボランティアの受入体制の整備</p> <p>イ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボラ ンティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>① ボランティアの受入体制の整備</p> <p>イ <u>市は</u>、防災訓練等において協力団体の協力を得 て、<u>広域ボランティア支援本部及び災害ボランテ ィアセンター</u>の立ち上げ訓練を行う。</p>	表記の整理
	第2章 防災訓練及び防災意識の向上	第2章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
2-11	<p>(略)</p> <p>市は、過去の災害から得られた教訓を後世に伝えて いくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く取 集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧で きるよう公開に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>市は、過去の災害から得られた教訓を後世に伝えて いくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く取 集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧で きるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑 やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えて いくよう努めるものとする。</u></p>	継続中の取組 について、防 災基本計画の 書きぶりを踏 まえて追記
	第3章 避難対策	第3章 避難対策	
	第1節 避難に関する計画	第1節 避難に関する計画	
2-14	<p>2. 指定避難所の指定及び選定</p> <p>③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共 宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する 高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受け られるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉 避難所の選定に努める。</p> <p>3. 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u> 等</p>	<p>2. 指定避難所の指定及び選定</p> <p>③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿 泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高 齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けら れるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉 避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とす る者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療 機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとす る。</u></p> <p>3. 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネ ルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u></p>	防災基本計画 の修正を踏ま えた修正
	第4章 避難行動の促進対策	第4章 避難行動の促進対策	
2-19	<p>避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難 行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令す る。</p> <p>(略)</p>	<p>避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難 行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-21	1. 市における措置 (1) マニュアルの作成 ②収集できる情報として次の情報を踏まえること。 ウ 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、(略)	1. 市における措置 (1) マニュアルの作成 ②収集できる情報として次の情報を踏まえること。 ウ 土砂災害警戒情報、 <u>土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、(略)	表記の整理
2-22	⑦避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の <u>発令</u> など、(略)	⑦避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の <u>発表</u> など、(略)	
	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
2-27	1. 市における措置 (2) 指定避難所の指定 ⑤必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。	1. 市における措置 (2) 指定避難所の指定 ⑤必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
2-28	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ③ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備</u> 等	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 ③ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
2-30	1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ② 避難行動要支援者名簿の整備等 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。 (略)	1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ② 避難行動要支援者名簿の整備等 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者 <u>について、情報提供</u> の範囲をあらかじめ定めておく。(略)	表記の整理
2-31	③ 個別避難計画の作成等 イ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。 (略)	③ 個別避難計画の作成等 イ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員・ <u>児童委員</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者 <u>について、情報提供</u> の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。 (略)	児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一） 表記の整理
2-33	3. 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	3. 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	<p>①計画の作成等</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。</p> <p>②～④（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>①計画の作成等</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、<u>市長に報告</u>するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、<u>その結果を市長に報告</u>するものとする。</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤市長の助言・勧告</p> <p><u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>	<p>水防法の改正等に伴う修正</p> <p>水防法の改正等に伴う修正</p>
	第6章 文教対策	第6章 文教対策	
2-35	<p>（略）</p> <p>（2）防災上必要な教育の実施</p> <p>（略）</p> <p>① 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>（略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（2）防災上必要な教育の実施</p> <p>（略）</p> <p>① 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>（略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する<u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>②～③（略）</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
	第8章 建築物等の安全化	第8章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン施設対策	第2節 ライフライン施設対策	
2-40	<p>1 施設管理者及び市における措置</p> <p>（2）早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>③ 通信施設</p> <p>電気通信事業者は、（略）</p>	<p>1 施設管理者及び市における措置</p> <p>（2）早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>③ 通信施設</p> <p>通信事業者は、（略）</p>	<p>表記の整理</p>
	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
2-43	<p>1. 市及び防災関係機関における措置</p> <p>（6）防災中枢機能の充実</p> <p>① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、（略）</p> <p>（7）防災関係機関相互の連携</p> <p>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、（略）</p>	<p>1. 市及び防災関係機関における措置</p> <p>（6）防災中枢機能の充実</p> <p>① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、（略）</p> <p>（7）防災関係機関相互の連携</p> <p>① 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、（略）</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	(追加)		
	(追加)		
2-44	4. 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 電気 通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	② <u>市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> ③ <u>市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	表記の整理
2-45	6. 道路等の復旧等に係る施設・整備等 災害のため被災し道路等の損壊の復旧等に必要な土木機材等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車 輻 では（略）	6. 道路等の復旧等に係る施設・整備等 災害のため被災し道路等の損壊の復旧等に必要な土木機材等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車 面 では（略）	
	第10章 水害予防対策	第10章 水害予防対策	
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
2-49	2. 浸水想定区域のある市における措置 (1) 市地域防災計画に定める事項 ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	2. 浸水想定区域のある市における措置 (1) 市地域防災計画に定める事項 ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 <u>（ただし、ウの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）</u>	表記の整理
2-50	(追加)	<u>(4) 市長の助言・勧告 市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	水防法改正 (第15条)に伴う修正
2-51	4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告</u>	
	第7節 農地防災対策	第7節 農地防災対策	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-53	2. 関連調整事項 (1) (略) また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、(略)	2. 関連調整事項 (1) (略) また、防災重点 農業用 ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、(略)	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第11章 土砂災害等予防対策	第11章 土砂災害等予防対策	
	第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
2-57	1. 市における措置 (1)～(6) (略) <u>(追加)</u> 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	2. 市における措置 (1)～(6) (略) (7) 市長の助言・勧告 <u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u> 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 及び市長への報告	土砂災害防止法の改正に伴う修正 土砂災害防止法の改正に伴う修正
	第12章 事故・火災等予防対策	第12章 事故・火災等予防対策	
	第2節 道路災害対策	第2節 道路災害対策	
2-59	⑤ 県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関と連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	⑤ 県、県警察及び市 は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	関係機関の整理
	第13章 広域応援・受援体制の整備	第13章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
2-65	1. 市における措置 (3) 受援体制の整備 (略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員 確保 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	1. 市における措置 (3) 受援体制の整備 (略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員 派遣 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
	第3章 被害状況等の収集・伝達	第3章 被害状況等の収集・伝達	
3-8	1. 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)	1. 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)	防災情報システムの改修更新に伴う修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	<p><u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u>県防災情報システムの<u>防災地理情報システム</u>を有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として掌握した者が (略)</p>	<p><u>報告にあたり</u>、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で<u>安否不明者</u>・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として掌握した者が (略)</p>	<p>「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映</p>
	第7章 避難	第7章 避難	
	第1節 避難対策	第1節 避難対策	
3-20	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>⑥事前の情報提供</p> <p>(略) 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>⑥事前の情報提供</p> <p>(略) 特に、台風や<u>線状降水帯等</u>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
3-25	<p>12. 避難誘導及び移送</p> <p>(1) 住民等の避難誘導等</p> <p>③避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の支援</p> <p>①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p>	<p>12. 避難誘導及び移送</p> <p>(1) 住民等の避難誘導等</p> <p>③避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・<u>児童委員</u>や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の支援</p> <p>①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導地域住民、自主防災組織、民生委員・<u>児童委員</u>等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p>	<p>児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）</p>
	第11章 医療救護・防疫・保健衛生	第11章 医療救護・防疫・保健衛生	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
3-39	<p>2. 栄養指導等</p> <p>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に</p>	<p>2. 栄養指導等</p> <p>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に</p>	<p>防災基本計画の修正を踏ま</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考								
	<p>際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>えた修正</p>								
	第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給									
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給									
3-43	<p>(略)</p> <p>(4) 米穀</p> <p>①～② (略)</p> <p>③市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 米穀</p> <p>①～② (略)</p> <p>③市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>国の組織再編に伴う修正</p>								
	第15章 ライフライン施設等の応急対策	第15章 ライフライン施設等の応急対策									
	第5節 一般通信施設等の対策	第5節 一般通信施設等の対策									
3-51	<p>電気通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための応急措置を講じるものとする。(略)</p> <p>②災害伝言サービス</p> <p>災害伝言サービス災害が発生し、一般利用者の通信が確保できない場合、電気通信事業者は、被災地域への通信の確保対策として、被災者の安否確認等が行える災害用伝言サービスを運用する。</p>	<p>通信事業者は、通信施設等に災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための応急措置を講じるものとする。(略)</p> <p>②災害伝言サービス</p> <p>災害伝言サービス災害が発生し、一般利用者の通信が確保できない場合、通信事業者は、被災地域への通信の確保対策として、被災者の安否確認等が行える災害用伝言サービスを運用する。</p>	<p>表記の整理</p>								
	第23章 学校における対策	第23章 学校における対策									
3-73	<p>(略)</p> <p>(5) 教科書、学用品等の給与</p> <p>市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して学用品等を給与する。(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 教科書、学用品等の給与</p> <p>市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して学用品等を給与する。(略)</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>								
	第28章 大規模火災及び林野火災対策	第28章 大規模火災及び林野火災対策									
	第2節 林野火災対策	第2節 林野火災対策									
3-81	<table border="1"> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	主体	内容			<table border="1"> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	主体	内容			<p>ヘリコプターの運航を名古</p>
主体	内容										
主体	内容										

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>市及び尾三消防本部</p> <p>①～⑩（略）</p> <p>⑪空中消火活動の必要があると認められる場合は、<u>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u>に基づくヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>⑫（略）</p>	<p>市及び尾三消防本部</p> <p>①～⑩（略）</p> <p>⑪空中消火活動の必要があると認められる場合は、<u>「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u>に基づくヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>⑫（略）</p>	<p>屋市に事務委託したため。 （地方自治法第252の14による。以下同様。）</p>
	<p>第29章 航空機の活用</p>	<p>第29章 航空機の活用</p>	
<p>3-82</p>	<p>発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県では<u>防災航空隊を設置</u>しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。</p> <p>1. 活動内容</p> <p><u>愛知県防災航空隊は</u>、ヘリコプターの特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を行うものとする。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>2. 応援要請基準</p> <p>市長は、次の要件のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの活動が必要と判断した場合に、<u>知事</u>に対して応援要請を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3. 出動要請</p> <p>市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>県防災安全局消防保安課防災航空グループ</u>に電話等により、次の事項について速報を行ってから、<u>緊急出動要請書</u>を<u>知事</u>に提出するものとする。</p> <p>(1) 災害の種別</p> <p>(2) <u>災害の発生場所</u></p> <p>(3) <u>災害発生現場の気象状況</u></p> <p>(4) <u>飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</u></p> <p>(5) <u>災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段</u></p> <p>(6) <u>応援に要する資機材の品目及び数量</u></p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>このほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「<u>愛知県防災ヘリコプター緊急運行要領</u>」等の定めるところによる。</p>	<p>発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県では、<u>ヘリコプターを用いた活動体制を整備</u>しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。</p> <p>1. 活動内容</p> <p>ヘリコプターの特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を<u>基準とし</u>行うものとする。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>2. 応援要請基準</p> <p>市長は、次の要件のいずれかに該当し、<u>消防防災ヘリコプター</u>の活動が必要と判断した場合に、<u>名古屋市消防長</u>に対して応援要請を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3. 出動要請</p> <p>市長等は、<u>消防防災ヘリコプター</u>の応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により、次の事項について速報を行ってから、<u>航空機隊支援出動要請書</u>を<u>名古屋市消防長</u>に提出するものとする。</p> <p>(1) 災害の種別</p> <p>(2) <u>航空機隊に求める活動の内容</u></p> <p>(3) <u>災害の発生場所</u></p> <p>(4) <u>災害発生場所の気象及び地形の状況</u></p> <p>(5) <u>離着陸場所の所在地</u></p> <p>(6) <u>現場指揮本部の無線の呼出名称</u></p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>このほか、<u>消防防災ヘリコプター</u>の出動に関して必要な事項は、「<u>名古屋市航空機隊支援出動要請要領</u>」等の定めるところによる。</p>	<p>ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p> <p>名古屋市航空機隊支援出動要請要領（令和4年4月1日施行）</p>